

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案					現行				
別表第7 排水基準 (第17条関係)					別表第7 排水基準(第17条関係)				
水域	項目又は種類 工場又は 事業場の区分	生活環境 項目 (略)	有害物質		水域	項目又は種類 工場又は 事業場の区分	生活環境 項目 (略)	有害物質	
			カドミウム及び その化合物 〔単位1リットル につきミリグラム〕	(略)				カドミウム及び その化合物 〔単位1リットル につきミリグラム〕	(略)
			最大	(略)				最大	(略)
鹿島灘水域	排水処理施設を有する排水口から排出するもの	(略)	0.03	(略)	鹿島灘水域	排水処理施設を有する排水口から排出するもの	(略)	0.1	(略)
	その他の排出口から排出するもの		0.03			0.1			
県央地先水域	1日当たりの平均的な排水の量が3,000立方メートル未満のもの		0.03		県央地先水域	1日当たりの平均的な排水の量が3,000立方メートル未満のもの		0.1	
	1日当たりの平均的な排水の量が3,000立方メートル以上のもの		0.03			1日当たりの平均的な排水の量が3,000立方メートル以上のもの		0.1	
常盤地先水域	1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル未満のもの		0.03		常盤地先水域	1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル未満のもの		0.1	
	1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上のもの		0.03			1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上のもの		0.1	
県北水域	第一種水域に排出するもの		0.03		県北水域	第一種水域に排出するもの		0.1	
	第二種水域に排出するもの		0.03			0.05			
			0.03			0.05			
久慈川水域	1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル未満のもの		0.03		久慈川水域	1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル未満のもの		0.1	
	1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上のもの		0.03			1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上のもの		0.1	
那珂川水域	第一種水域に排出するもの		0.03		那珂川水域	第一種水域に排出するもの		0.1	
	第二種水域に排出するもの		0.03			0.1			
			0.03			0.1			
涸沼水域	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル未満のもの		0.03		涸沼水域	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル未満のもの		0.1	
	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のもの		0.03			1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のもの		0.1	
桜川水域	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル未満のもの		0.03		桜川水域	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル未満のもの		0.1	
	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のもの		0.03			1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のもの		0.1	
霞ヶ浦及び北浦水域	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満のもの		0.03		霞ヶ浦及び北浦水域	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満のもの		0.1	
	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のもの		0.01			1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のもの		0.01	
利根川水域	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル未満のもの	0.03	利根川水域	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル未満のもの	0.1				
	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のもの	0.03		1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のもの	0.1				
その他の水域	海域以外の水域に排出するもの	0.03	その他の水域	海域以外の水域に排出するもの	0.1				
	海域に排出するもの	0.03		海域に排出するもの	0.1				

